

第 6364 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月 23日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 社員販売

Q : 婦人服の小売りを始めた会社です。売れ残った商品を社員に販売しようと思いますが、どれぐらいで売っていいのでしょうか？

A : 通常の販売価額の70%以上であれば問題ありません。

【解説】

会社が、社員に対して値引販売する場合の経済的利益(給与課税)は、次の要件のいずれにも該当するものであれば課税しなくてよいこととされています。

- ① 値引販売に係る価額が、会社の取得価額以上であり、かつ、通常他に販売する価額に比し著しく低い価額でないこと・・・著しく低い価額とは、おおむね70%未満とされています。
- ② 値引率が、役員もしくは使用人の全部につき一律に、又はこれらの者の地位、勤続年数等に応じて全体としてバランスが保たれる範囲内の格差を設けて定められていること
- ③ 値引販売をする商品等の数量は、一般の消費者が自己の家事のために通常消費すると認められる程度のものであること

なお、ここにいう通常他に販売する価額とは、小売業者であればその小売価格、卸売業者であれば卸売価格、製造業者であればその販売価格をいいます。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】